

## 10 変更の登記

■登記に関する詳細は、事務所の所在地を管轄する法務局にお問い合わせください。

### (1) 変更の登記

NPO法人の設立登記を行った後、定款、役員等の変更により、登記事項に変更があった場合は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

#### 登記事項の変更

事務所の所在地  
理事（代表権の制限に関する定めがある場合は代表以外の役員登記は不要）  
定款変更（登記している事項に変更があった場合）



主たる事務所を管轄する法務局 → 2週間以内

### (2) その他の登記

(1) の他に、合併、解散等などの場合に登記を要しますので注意してください。